

上保育第 278 号
令和 2 年 5 月 25 日

保育所等を利用されている保護者各位

上尾市子ども未来部保育課長

新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言解除後の
保育所等の対応について（通知）

日頃より、本市の保育行政に対しご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言は、解除される見通しとなりました。

このことを踏まえ、保育所等の登園自粛要請は、令和 2 年 5 月 31 日（日）までとし、令和 2 年 6 月 1 日からは通常の保育とさせていただきます。これにより保育料の日割り減額に関しても令和 2 年 5 月 31 日（日）までとさせていただきます。

なお、保育所等では、今後も新型コロナウイルス感染防止のための取り組みは継続していく考えであり、「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）」の内容に基づき、感染症予防対策を徹底して実施してまいります。

保護者の皆様には、緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みにつきまして、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【保育所等の開園について】

緊急事態宣言の解除に伴い、通常どおり開所します。ただし、園児等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、今後の感染拡大の状況によっては、臨時休園や再度の登園自粛要請を行う場合もございます。

【保育料の日割り等の取り扱いについて】

「保育料の日割り（0歳児～2歳児クラス）」措置については、緊急事態宣言解除に伴い令和 2 年 5 月 31 日までとし、6 月 1 日より通常の保育料とさせていただきます。

※育休取得者の復職時期等の延長などで、復職時期延長等申出書や休園届を提出されている方につきましても、保育料等は、6 月 1 日より発生しますので、お間違いのないようお願いいたします。

※保育所等が徴収している実費徴収(給食費含む)や上乗せ徴収、延長保育料のご負担に関しては、各保育所等により対応が異なりますので、在籍する保育所等にお問合せください。

【担当】上尾市子ども未来部保育課 048-775-5044(直通)
048-775-5121(直通)